

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録(12年1定)			
日 時	平成12年 3月22日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時59分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高階委員長・中村副委員長・前田・松本(聖)・中島・佐藤(次) ・松田・佐藤(幸) 各委員 (佐久間委員欠席)		
出 席 理 事 者	市民・福祉・環境各部長、保健所長、樽病・二病両事務局長 その他関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員 長			
署 名 員			
署 名 員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本（聖）・佐藤（幸）両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者から報告を受ける。

「小樽市高齢者保健福祉計画及び小樽市介護保険事業計画について」

介護保険課長

（資料に基づき説明）

委員長

「毎日収集体制の変更について」

清掃センター所長

市内のゴミ収集回数は、週3回（燃やすゴミ週2回・燃やさないゴミ週1回）だが、花園・稲穂地区の一部において月～金の毎日、さらに一部は予約収集を行っている。これは、現在の路線収集体制を採用した昭和40年代は事業系一般廃棄物の事業者処理責任が未確立で、多くの店舗併用住宅から出るゴミの生活系と事業系の分別が不徹底の中、他の一般家庭住宅地区より排出量が相当多量にもかかわらず、店舗外のゴミ集積所の確保が難しいこと等から、良好な住環境の確保と速やかな衛生処理を図るためであった。しかし、事業系一般廃棄物埋立の有料化等を契機にこの収集体制を見直した結果、事業系ゴミの事業者処理責任の徹底、事業系ゴミの処理手数料負担の取扱い、埋立処分地移行に伴うより効率的な収集体制の必要性、店舗併用住宅が当時に比べ減少し居住者も減少している一方で、事業系ゴミが相当増加傾向にあること等を踏まえ、生活系ゴミと事業系ゴミを分離し、生活系ゴミの収集を他地域同様の週3回体制に変更するものである。本年7月実施を予定しており、7月に向け該当地域住民の理解を得るべく町内会・商店会に対し説明会を開催したい。次に収集時間帯の変更については、埋立処分地移行に伴い1往復50分程度の運搬時間の延長が余儀なくされることから、現在の午前9時収集開始では収集時間の遅れや時間外になることが予想される。そこで本年7月から午前8時30分とし、これについてはゴミ集積所への排出時間が早まるため、7月に向けその市民周知を広報等を通じて図りたい。なお、勤務時間の変更を伴うが関係団体の理解は得ている。

委員長

「勤労青少年ホームの開館時間の変更並びに利用対象範囲の拡大について」

勤労青少年ホーム館長

昭和43年開館以来、健全な余暇活動の場の提供とともに各種講座を積極的に実施してきたが、ここ数年利用者数は横ばいで、市内若年人口の減少に伴い将来利用者数の減少が予想されることから、施設の有効活用と勤労青少年の利用増を図るため、4月1日から開館時間を現行の「午後1時から午後9時まで」（小樽市勤労青少年ホーム条例施行規則第3条）から「午前9時30分から午後9時まで」に変更したい。また、それに伴い施設内の軽運動場と集会室を地域住民に開放する“特別利用”を認めることとした。これは、勤労青少年の利用に支障のない午前と午後に関し、文化活動や健康増進等を目的とする地域住民5名以上で組織された責任の所在の明らかな団体の利用を認めるものである。これが多くの市民に対する同ホームの存在と事業内容のPRとなり、特別利用者の子弟等の利用増加につながり、ひいては勤労青少年の利用拡大に貢献するものと期待している。

委員長

「陳情第22号（JRライナー便の銭函駅停車と山側乗降口の設置要請方について）の処理経過について」

総合サービスセンター所長

11年4定での採択を受けJR北海道に要望していたが、過日回答があった。3月11日のダイヤ改正で、快速いしかりライナー（上下合わせ39本）は小樽～手稲間各駅停車・手稲～札幌間は快速運転とすることで、銭函～札幌間

は普通列車に比べ13分短縮され利便性が大きく向上するとしている。また、ダイヤ改正後の銭函停車本数は3本多い109本となる。他に普通列車利用の場合手稲の同一ホームで快速エアポートに乗り継ぎできる列車を22本設定し、午前11時から午後5時台の全列車を冷房付車両とするなど、快適性向上にも努めていきたいとのことである。仮に山側乗降口を設置すると、車掌は列車停車中の改札が困難となるため新たな駅舎設置と駅員配置が必要だが、経営環境を考えると困難なので当面は現行のまま営業したい。また、山側には地形的に駅舎や交通広場を造成するスペースがなく、銭函駅周辺全体の街づくりとして対策を検討する必要があるとの回答であった。

なお、陳情第20号(桜・望洋台・新光・朝里地区への循環バス線開設要請方)について中央バスに要望しているが内部検討中のため時間を要するとのことでもまだ回答を得ていない。

委員長

今定例会に付託された案件について理事者から説明を受ける。

「議案第45号 小樽市特別養護老人ホーム条例案」

介護保険課長

介護保険法施行に伴い特別養護老人ホームは介護保険施設と位置付けられ、これに併せ老人福祉法の一部改正が4月から施行される。それに伴い特養ホームの利用対象者が変更になること、また、市が設置した特養ホームやすらぎ荘は利用料金制を採り、現在運営を委託している社会福祉法人小樽育成院が自らその経営を行うことになることから、同条例の全部改正を行うものである。主な内容は、利用対象者が短期入所の場合は要支援・要介護者、入所の場合は要介護者及び既入所者となる。なお、痴呆等で意思能力が乏しく家族のいない場合等は従来どおり措置により利用できる。利用料金が介護報酬の他、食材料費や日用品費等、料金設定基準の範囲内で市長の承認を受け育成院が料金を設定することとなる。なお、やすらぎ荘の施設の関連は引き続き育成院に委託するものである。

委員長

「請願第12号 介護保険における「移送サービス」実施方等について」

介護保険課長

人工透析患者が要介護状態となり自力で通院できなくなった場合の移送サービスについて、介護保険の特別給付、または高齢者の生活支援事業、あるいは市単独の通院介助事業としての実施の他、介護保険料の低所得者に対する減免措置の実施について請願されたものである。今議会で介護保険制度や自立者支援サービスについて論議されているが、現行サービス水準を下回らないことを基本とした実施を考えており、移送サービス等の実施については現状では難しいが今後の研究課題として考えている。なお、高齢者の保険料は4月～9月までは徴収せず、10月～翌9月までは半額とする他、ホームヘルパーの派遣を受けている低所得者等には利用者負担の軽減措置をとることとしている。

委員長

「請願第14号 認可外保育所の補助金増額方等について」

児童家庭課長

現在不特定多数の保育に欠ける乳幼児を受け入れるなど、認可保育所の補完的役割を果たしていることから運営費補助をしている。さらに平成10年度には児童の危険防止等による保育施設の改善のための施設整備に対し助成を行うとともに、本年度は9年度に開設した認可外保育所の助成を図ったものである。補助金の増額方等については国の規制緩和の動き等も考慮しながら、慎重に対応していきたい。

委員長

「陳情第37号 国民健康保険料の大幅な引き下げ方について」

保険年金課長

介護保険制度導入により、国保加入者の内40～64歳までの第2号被保険者の国保料が介護部分の上乗せのた

め1人当たり年平均1万4,000円引き上げとなる。新潟市では介護移行による影響分に市費1,000万円を加えて国保料引き下げを図り、札幌市でも1世帯6,000円の引き下げ案が出される等、全国各地で市民負担軽減の努力が図られており、介護保険実施に伴い老人保健拠出金が減少する影響額を国保料引き下げに充てるべきとの陳情趣旨である。しかし、そうした他都市はいずれも国保会計において適正な保険料を賦課した中で生じた黒字額から多額の基金を保有するか、一般会計に余裕のある市町村であり小樽市と同一視できる状況にはない。当市は多額の累積赤字がある他、12年度予算においても当初から約5億6,000万円の赤字が見込まれ、これ以上の医療保険分の引き下げはそのまま赤字の増大につながることから、実施は難しいと考える。

委員長

これより一括質疑に入る。

中島委員

国保料の引き下げについて

最近の世論調査によると、介護保険の心配事として「保険料が高くなる」(57.2%)「営利本位の事業者の出現」(32%)との回答がある。要求した資料にあるとおり、新しい保険料は低所得世帯ほど値上げ率が高くなる傾向にあり、こうしたことが国保料納付を悪化させることは十分予想される。その対策についてどう考えているのか。

保険年金課長

確かに現下の経済情勢を考えると介護保険料上乘せによる収納率低下が危惧される。国でも特別対策として、11年度第2次補正予算の中で収納対策給付金等の交付を予算措置したところである。当市においても国の趣旨に従い収納対策強化を図り、収納率低下を防止していきたい。

中島委員

国も収納が大変だと見込んで対策を講じた。本市は4,200万円交付されるが、この全額を国保料軽減に使えば単純計算で1世帯3,000円程度になる。しかし、介護保険料上乘せ分は平均1万4,000円だから、いまだ1万円分の値上げには変わらない。したがって従来国保の中から医療費として療養型病床群や老人保健施設に支払ってきた分は国保から払わなくてよくなるから、その減額分を国保料引き下げに充てるべきである。今でも赤字なのにこれ以上引き下げたらもっと赤字になると言うが、この赤字は今始まったものではなく介護保険導入により浮いた分で補填する内容のものではない。少しでも払える国保料にするための対策としてどのようなことを考えているのか。

保険年金課長

収納対策給付金に加え、国保特別会計の歳出部分で介護に移行する分を国保料引き下げに充てよとのご意見と思うが、当市では多額の累積赤字を抱えており12年度予算においても赤字が出る状況である。介護に移行する分は約3億8,000万円であり、そのうち保険料として影響が出る部分については約43%となるが、それを国保料引き下げに充てた場合、さらに赤字額が1億8,000万円程度増える見込みである。他都市は取るべき保険料を賦課した中で基金を積み上げたり、黒字分を翌年に繰越す等して健全財政を図っているが当市は平成元年以降国保料を値上げておらず、その結果が累積赤字の30億円にもなっている。今回は新たな制度創設による介護分の上積みであり、医療分については現行通りなので、その部分にまで踏み込んだ値下げは難しいと考える。

中島委員

それでは、収納対策給付金を国保料引き下げに充てることは可能なのか。

保険年金課長

事務方としては約1,000万円を収納強化に充てたいと考えており、予算分権特別委(3月9日)での市長答弁にもあり、残りを保険料引き下げ等の財源に充てられないかどうか国・道とも協議し、他都市の動向も見ながら検討する時間を今少しいただきたい。

中島委員

他にも保険料を引き下げる市町村が増えれば小樽も考える余地があるということか。

保険年金課長

報道によれば全国で何市町村かが引き下げを行うとあるが、これは本年4月から基金の取り崩し要件が緩和されることに伴い、例えば甲府市は36億円(平成10年度末)・新潟市は37億円(平成9年度)もの基金を抱え、その中からの2~3億円と併せて収納対策給付金を保険料引き下げに充てるという状況である。その後の他都市の動向をまだ把握していないが、検討はしていきたい。

中島委員

収納対策給付金については他の自治体においても収納対策のためだから国保料引き下げに充てることもやぶさかでない判断するところが出てきている。それを厚生省がダメと言った形跡もない。介護保険料分の負担をかけて国保会計が健全化できるかという問題を解決する手段として考えなければならない。払える料金にするという意味で、引き続きの努力と大幅な国保料引き下げを求める。このことは、1年間保険料を滞納すると被保険者証の取り上げが4月から義務付けられることに影響する。払える料金にしなければ、被保険者証のない市民が巷に溢れることになりかねない。現在1年間未納者はこれを今すぐ実施すれば該当するが、何人いるのか。

保険年金課長

平成10年度の延べ件数で約3,300件、12年1月末現在の実数では全体の約1割に当たる2,700件程度になる。

中島委員

決して少ない数ではない。彼らが法律どおりに被保険者証を取り上げられれば深刻な事態となるのは必至である。我が党は被保険者証の取り上げには反対である。国が実情に合わない提案をしているのだから、住民の顔の見える自治体の責任として被保険者証の取り上げは決してしないとの方向を示してほしいがどうか。

保険年金課長

全国的な収納率低下傾向及び介護分の上積みを踏まえ地方の希望に応えるとの姿勢が国にはありながら、示してきた内容が大変厳しいものなので、全国の市町村は率直なところ困惑している。資格証明証交付の義務化に当たり分納誓約履行者を何とかできないかという点は、多くの市町村に共通する思いであり、これまでも国に対し疑問を投げかけ要望もしてきた。ただ、現在までに示された内容は分納者も含めた義務化でしかなく、3月末までに国から何らかの見解が示されるのでそれを待ちたい。また、前述の未納者の約34%は納付意識希薄または居所不明であり、それらを含め一律に救済せよとの趣旨ではないと思うが、適正額について分納誓約を履行している方は何とか救えないか、法令の中に地方の裁量の余地がないか、実施までの間もう少し検討させていただきたい。

中島委員

昨日社会福祉課長に相談に行った市民がいる。10数年前に直腸ガンを患い人口肛門の手術を受けた後、厚生年金の障害年金の給付を受けていたが、身障者手帳の交付を受けずに10年以上経過していた。生活が厳しいため、あらためて手帳の交付を受けたいとの相談であった。3、4年間はお金がなくて国保料も納められず、どうせ病院も行かないから被保険者証は返すと言ったが、市職員がそういうものではないからと言って被保険者証を置いて行ってくれたと言う。昨日はその被保険者証を大事そうに持ってきて、課長から手続の説明を受けていた。高齢で障害があり仕事のない方々にとり、国保の被保険者証は大切な身分証明にもなり、ひとつの拠り所になっていると再認識した。こうした方々から取り上げることのないよう十分に対応してほしい。

中島委員

ノマド福祉会について

「はる」等建設事業費・「はる」増築等事業費・補助金という形で、12年度予算が計上されている。今回要求した資料にも各種助成金がまとめられているが、補助金の総額、国・道・市の負担割合について説明せよ。

(高齢)管理課長

社会福祉施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の補助金交付要綱に基づき、市は国庫補助基本額の4分の1を、国は4分の2、道は4分の1を助成している。

中島委員

これまで支出した補助金額を年度毎に示せ。

(高齢)管理課長

9年度に元利償還金分として1,262万6,410円、10年度2,480万178円、11年度については(11年10月末までの支払分)2,430万1,670円となっており、執行済み総額は6,172万8,258円となっている。

中島委員

助成額全体はいくらになるか。

(高齢)管理課長

債務負担行為として予算に計上しているのは、元利償還金分と社会福祉医療事業団の利子補給分を合わせて5億4,200万2,156円となっている。

中島委員

その内既に6,172万円が執行されたが、今後の支払計画はどう考えているのか。

(高齢)管理課長

現段階では不正の全容が明らかとなっておらず、正当な事業費がわからないので、国や道の調査が明らかになってきた段階で改めて検討したい。

中島委員

資料によると平成30年まで支払っていく内容だが、ノマド福祉会の不正受給額は9,000万円とも報道されているが、不正額は一体いくらだったのか。また、市が支出する予定だった5億4,200万円の内、市に返還されるべき金額はいくらか。

(高齢)管理課長

まだ理事長が起訴されたばかりで、市の助成額の根拠となる国庫補助基本額の正当額が分かっていない。ただ、起訴状に基づいて推計したところでは、7～9年度に行った創設工事と特養30床増床の2工事を合わせた事業費が3億6,839万5,000円だが、内不正額は1億1,000万円程度ではないかとされるので、そこから市に対する不正額は3,600万円程度ではないかと思われる。

中島委員

その額は3事業合わせた分と考えてよいのか。

(高齢)管理課長

そのとおりである。

中島委員

5億4,200万円の内、既に6,172万円執行したが、どうやら3,600万円は出さなくてもよかったらしいということである。裁判が決着し改めてこれらが明らかになれば、市はどういう形で解決しようと考えているのか。その方針については話し合っているのか。

福祉部長

3,600万円はあくまでも未確定である。また、今後の方針については、再計算するにしても、これまで払った分を内払いと見なして将来に向け精算する方法と、一度全額返してもらって国庫補助基本額が確定した時点で改めて補助金を出していく方法の2つが考えられるが、どのような方法を探るかまだ結論は出ていない。

中島委員

新年度は5,000万円支出予定である。市長は代質に「当面は利息分だけにする」と言うが、既に1回目が支払われている。残りを精算すると利息分としていくら払って結果的に今年度予算の中で補助金として払わなくてよい部分がいくら残ることになるのか。

(高齢)管理課長

7～9年度に展開した事業分の5回目の支払分約1,200万円と10年度の30床増設事業分の支払分約1,000万円の合計約2,200万円を、11年度に支払う予定であったが、状況を踏まえ利子分のみとすると、約1,700万円が残る。

中島委員

これまで、介護保険の第1号被保険者のとりわけ第1段階(老齢福祉年金受給者で非課税世帯・生活保護受給者)の方々の保険料負担を減額すべきと主張してきたが、市内には老齢福祉年金受給者は291人おり、年間1人1万8,540円の保険料だが、12年度は半年間保険料凍結となるので268万円あればこの方々の保険料を免除できる。ノマド福祉会の不正により払わなくてもよい分が生まれたのだから、それについては介護保険における低所得者の減免に充てるべきと思うがどうか。

福祉部長

正当な事業費に基づく国庫補助基本額がまだ明らかになっておらず、また減免については、全額保険料が徴収されることになるまでの間にいろいろな状況が生まれると思うのでそうした状況を見ながら対応していきたいと考えている。

中島委員

財源があると確認されたのだから、やる気があれば難しくはない。9月までに状況を見てぜひ実施してほしい。また、市から介護保険サービスを委託しているとはいえ、税金を違法に使った点で、ノマドにはきちんとした処分・注意が必要ではないのか。ノマドに市が4分の1助成する法的根拠はあるのか。

(高齢)管理課長

法人に対する建設費助成については市の条例に基づいて定められているが、助成額決定のルールについては前述のような要綱に沿い4分の1以内としている。財政状況等も勘案した中で、今後それが動かないものなのかと問われれば、またそれは別の話だが、そういう中では、定められたものという風なものではない。

中島委員

相次ぐ不祥事発覚では、市長は自らの給料を10%削減するとの処分も受けざるを得ない。同様にこの法人にも、何も4分の1出さなければならぬ根拠がないのであれば、やはり補助金10%カットは有りうるのではないか。そういう毅然とした態度をとらないからいつまでたっても問題が解決しないのではないか。市の社会福祉事業を担っており、今後も保険給付サービスを行うということは確かにあるが、税金をごまかしたことをそれは道が決めたことで市はその一部を出しているだけだからなどと甘い態度ではなく、やったことに対して、厳しい指導と今後の有り方についての意見を言うべきではないのか。

福祉部長

極めて残念な事件だが、当該施設については利用者の大半、職員の大半が小樽市民であり、施設の存続を第一に考え、現在のような利息分のみでの交付としたものである。

中島委員

そのことは否定しないが、税金のごまかしに対しては今後の補助金はカットするといったきちんとした対応が必要と思う。

中島委員

介護サービス事業者の利用者受入れ体制について

特養の申し込みはこれまで市を通じて行われ、各施設の入所状況が把握されていたが、4月から各事業者に直接申し込むことになると、具体的にどんなことが変わるのか。

高齢福祉課長

要介護認定後、各施設に問い合わせ、現在の待機者の後に順次繰り入れとなる。

中島委員

実際には、事業者がより収入になる要介護度の高い人を優先して入所させることや、小樽市の特養待機者の平均待機年数は1年10ヶ月だが、1年待ちと2ヶ月待ちでも事業者の選択で差が出るのが十分有りうる。これはどのように指導していくのか。

高齢福祉課長

これまで331人(2月末現在)の待機者には要介護認定の申請をするよう連絡し、取り組んできた。先日、厚生省や道の指導もあり入所希望施設ごとの待機者名簿を作成し、それを各施設に引き継いだ。今後は各施設から入所が近くなると申込者に連絡が行くが、その順序については当分の間これまで同様申込順とするよう、各施設に説明している。

中島委員

今日、特養入所申込者に対し要介護度により点数を付け、その点数の高い人から入れる方式が報道されていたが、これでは要介護度の低い人は入所できず、事業者中心の計画としか言いようがない。これをそのまま実施することになるのか。

高齢福祉課長

道は要介護度と待機場所の状況を点数化して、その合計点で入所順位を決める方式を示している。ただ、小樽市は待機者も多く、申込者にもこれまで一貫して申込順と説明してきたこともあり、早くから申し込んでいた方が不利にならないよう従来どおりの方式が良いと判断し、後志支庁に照会して了解を得ている。また、当分の間は高齢福祉課が3ヶ所の特養の調整役を務め、各施設も市や道に入所状況を報告することになっており、チェックしていくことは可能と考えている。

中島委員

そうした状況に応じた市独自の対応が求められている。特養に限らず、民間業者がサービス給付するわけだから、利用者の取り合いや業者間の軋轢等、世論調査の結果を見ても多くの人々が心配している。そうした事業者の問題についてどのように対応していくのか。

介護保健課長

営利追求のあまり囲い込み等が生じる恐れについては、各事業者の現場の方をメンバーに入れた地域ケア会議を設置し、サービスの利用・利用者の自己選択が適正に行われるようにコントロールしていきたい。

中島委員

市民の身近にあり遠慮なく利用できる相談所や、住民参加型である程度の調査権を持つオンブズマン制度が必要である。国も一定程度考えているようだが、それは老人クラブのボランティアを中心とした相談係という側面が強い。そうではなく行政から独立し、ある程度の権限のあるオンブズマン制度を積極的に設置する方向で検討してほしいがどうか。

高齢社会対策室長

制度スタートの状況を見ながらどんな形のものがよいかを含めて検討したい。

中島委員

ホームヘルパーの社会福祉協議会への移管について

我が党はこのことについては一貫して反対してきた。移管後の退職者が増えていると聞くが、3月末を含めて何

名か。また、その後の採用計画も示せ。

福祉部主幹

2月1日の移管時は67名だったが、2月末付で1名退職し、3月末付で退職願が提出されているのが3名なので、4月1日には63名となる。補充については、民間事業者との競争になるので現員勢力でこなしていきたいと考えている。

中島委員

自立支援対策としてのヘルパー派遣や障害者に対するヘルパー派遣等、市が引き続きヘルパーを頼まなければならない事業が残っており、それらを社協移管のヘルパーに頼むことになる。その意味でも市の福祉事業の遂行のための貴重な人材である。その方々にとって身分保障や賃金保障が不安定となり、他の業者との競争原理も加わり辞めていくのではないのか。今回の退職者4名についてはどう判断しているのか。

福祉部主幹

全員再就職が決まっており、同様他社あるいは広い意味での福祉関連と聞いている。

中島委員

社協でヘルパーを続けたいと思えないような諸条件が出てきたのではないかと思う。身分保障・賃金保障は1年間に限らず、ヘルパーが定着し、市全体のホームヘルプサービスの指標になるような質の高いサービスの提供を維持できるような支援をしてほしい。

中島委員

請願第12号 介護保険における「移送サービス」実施方等について

厚生省が介護予防生活支援事業メニューをいくつか提案し、本市でも自立者支援対策事業を行うこととなったが、その中の「外出支援サービス」の内容を説明せよ。

高齢福祉課長

移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着のワゴン車等)により、利用者の居宅と在宅福祉サービス施設・介護予防生きがい支援事業を提供する場所・医療機関等の間を送迎する事業である。対象者は一般の交通機関を利用できない概ね65歳以上の方や下肢不自由の概ね60歳以上の方という内容までは把握しているが、国の予算も成立したばかりでまだ正式な要綱等は来ていない。

中島委員

当該請願は、人工透析患者の会である腎友会から提出され、介護保険導入に当たり移送サービスを実現して、自分達にも適用を拡大してほしいとの趣旨である。これは非常に重要なサービスである。高齢者保健福祉計画にも介護保険事業計画にも「移送サービス」についての言及はなかったが、細目が明らかになった時点でぜひ積極的に採り入れる方向で検討してほしいがどうか。

高齢社会対策室長

他都市では実施しているところもあるようだが、小樽市がこれまで選択してきたメニューの中には「移送サービス」は載ってきていない。介護保険スタートに当たり当面は今あるメニュー・サービスをまずきちんと提供していくことを第1に考えており、様子を見ながら検討していかなければならないと考える。

中島委員

在宅介護支援センターについて

介護保険事業計画の中には「基幹型介護保険センター」の計画がある。この施設は地域の中核となり介護保険の推進や地域のケアに大きな役割を果たすものだが、その具体的な設置時期・設置場所についてはどのように考えているのか。

(高齢)管理課長

在宅介護支援センターの整備については、これまでは特養ホームや病院等との併設の形で24時間体制の確保のため「標準型」と呼ばれる設置を行ってきた。国からは介護保険スタートにより「標準型」「単独型」を統括支援するものとして「基幹型支援センター」を設置するようとの指導が出ている。ただ、このセンターは高齢者のプライバシーの問題にも関わるため公的機関が望ましいとあるが、かといって市町村直轄となると難しい状態である。また介護保険そのものがどう推移していくのか見極めた中で、もう少し時間をかけて在宅介護支援センターを整備していきたい。

中島委員

在宅介護支援センターの整備は、平成11年度までに10ヶ所設置する計画であった。

しかし、現在はまだ5ヶ所しか達成されていない。介護保険スタートに当たり、ぜひ在宅介護支援センターをやりたいという事業者があると聞くがどうか。

(高齢)管理課長

意向段階であるが、2、3ヶ所ある。

中島委員

未達成の現状であるし、国も積極的推進の方向なのだから、手を挙げているところに応じてどうすればできるか考えるべきであると思うがどうか。

高齢社会対策室長

目標を決めるに当たっての国の試算に比べ、実際に設置した中での活用状況が追いつかずになかなか伸びていない。そうした実態に合わせ整備を進め5ヶ所に至ったわけだが、介護保険スタートによりかなりの部分が介護保険支援事業者に移行する部分があるので、残りの支援事業がどのようになっていくか見えない中では、もう少し様子を見た上でどんな形がよいかも含めて検討しなければならないと考えている。将来的には、この新しい計画の中で旧計画どおり10ヶ所と考えている意向は、様子を見た上でできるかぎり拡大はしていきたいとの考えは示していきたいということで計画を立てている。

中島委員

高島保育所について

今回赤岩の用地取得費として4,600万円の予算が計上されている。赤岩・高島両保育所を合同して赤岩に設置するというが、高島保育所の閉鎖については父母との話し合いを付けるということで延期した経過がある。その話し合いは付いたと考えているのか。

児童家庭課長

これまで保護者と数回にわたり話し合いを続けてきた。最終的に1月14日に、保護者側から主な要望が出され、通園バスについては、現在入所児童が卒園するまでの平成14～15年の2ヶ年に限り運行する。新保育所に移るに当たり子どもに混乱が生じないような体制づくりについては、十分配慮していきたい。施設を平屋造りにしてほしい旨については、その方向で検討中である。こうした事柄について受容されるのなら合意してよいということで理解を得た。

中島委員

理事者側が「もうやりますから」と有無を言わず説明するので、父母はそれ以上何も言えなかったと聞く。バスを出す理由についてはどのように考えているのか。

児童家庭課長

両保育所統合は平成5年から検討していたが、市の方針として明確に打ち出したのは平成10年8月なので、現在入所児童の保護者はこの計画について知らなかったという実情がある。その中で、我々としては統合新築により通園距離が長くなるので、そうした保護者の利便性を確保するためにバスを運行するものである。

中島委員

これから先の子ども達はいずれ赤岩に行くことが予め分かるから通園距離が長くても構わないと聞こえるが、通園距離が問題ならば時期はどうあれ、高島地域の子ども達には継続してバスを運行して当然ではないのか。

児童家庭課長

保育所は21カ所あり、家の近くにあれば良いがそうした方ばかりではなく、1,400名の通園児の保護者の中には保育所から遠い中、様々な工夫をしている方もいる。そうしたことや、公共でできること・個人で頑張ってもらわなければならないことを考え合わせ、新築後2年間のバス運行で理解を得たと思っている。

中島委員

認可外保育所への補助金増額方について

公共でできることを無理やり廃止するのは納得できない。国は今、新エンゼルプランを提出して、とりわけ働く父母への援助を強める方針を打ち出している。小樽市は平成20年までのエンゼルプランを策定した直後だが、これにどのように応えていくかが課題である。今回政府から少子化対策臨時特例交付金が出されたが、その内いくらかを使って待機児童が何人解消できたのか。

児童家庭課長

平成12年度に行う事業が大半であり、待機児童解消事業としては、中央保育所・新光保育園・相愛保育所・銭函保育所で低年齢児の受入枠拡大を図る他、龍徳保育園でゼロ歳児・産休明け保育をスタートすることにより約60名の解消を図りたいと考えている。事業費は4,173万円である。

中島委員

こうした事業が実施されることは非常に良いと思うが、その反面、数年来の課題がわずか4,000万円程度の交付金であっさり解決してしまうことにショックを受けた。これまでこの程度の税金の使途を判断できなかったのは、少子化と言いながらそのための政策をとってこなかったということである。認可・認可外含めて子どもをしっかり看ているのだから、同程度に援助して安心して子育てできるようにすることが本来ではないのか。

福祉部長

認可外保育所に対する助成については、補助金額をただちに増額するという状況でもないので、もう少し時間をいただきたい。また、エンゼルプランを着実に推進し少子化対策に役立てていきたいと考えている。

佐藤(次)委員

認可外保育所について

市内には公立・私立の認可保育所の他、認可外保育所があり、それぞれに特徴や課題があるが、公立にはないユニークな運営を行っている認可外保育所に対して行政はどのような認識を持っているのか。

児童家庭課長

認可外保育所ができてから20年が経過した。平成5年以前は子供が少なく空きがあったが、最近は少子化が進んでいるにもかかわらず保育に欠ける児童が増えている。その中で認可外保育所が認可保育所の補完的役割として様々な保育サービスを提供していることに鑑み、市としても運営費助成として補助をしている。

佐藤(次)委員

待機児童は特に1～3歳児に多く、つまりその部分の必要性が高いわけだが、公立保育所の待機児童は23名おり、定数と比較した実人員数はマイナス8名、一方、私立では定数に対しプラス59名となっている。こうした状況の原因をどう考えているか。

児童家庭課長

各保育所は歳児別定数を定めており、公立はその枠内で入所をしてもらうが、民間ではそれをある程度柔軟に対

応していることから、前述のような差異が生じていると思う。

佐藤(次)委員

市民からすると何故公立だけが定数よりマイナスなのか、所内での臨機応変な保育士のやりくりはできないのか不思議に思う。このため我が子を入所させられず共働きもできない状況が繰り返されている。また、私立の定数は全体で525名だが、これは従前100のところを60や75にしたこともあり、当時の議会での答弁ではそれは一時的で子どもが増えれば定数も臨機応変に対応するとのことであった。しかしそれがうまく機能していないから待機児が毎年50～80名を推移し一向に減らないのではないか。

児童家庭課長

平成5年以前に空きが出た時代には定数削減をしてきた経過があるが、現在保育ニーズの高まっている中で定数見直しを考えなければならない時代に入っていると思う。厚生省からも定数枠を超えた定員の弾力的運用で児童を受入れ、待機児童解消を図ることの指導もあり、今後それも検討しながら待機児童解消に努めていきたい。

佐藤(次)委員

少子化と言いつつ、地域によっては待機児童数が2ケタのところもある。市内・各地域の子ども達を大切にしていくなには、公立と私立と認可外がそれぞれの特色を生かしながら連携することが重要であり、認可外の位置付けも本市での活動が20年を過ぎ、既に過渡期ではない。今回初めて4つの認可外保育所が合同で補助金増額方の請願を提出しておりこれを単に「増額はしない」で果たしてよいものか。これまでどんな内部検討をしてきたのか。今後についてはどう考えているのか。

福祉部長

ただちに増額するという状況ではないので今暫く検討する時間をいただきたい。

佐藤(次)委員

どこも経営がかなり大変な実態であり、公の保育施設と比べ最善の保育内容となっているのか、また保育士の問題等がある。地域の子供達が入所している保育所により保育条件が異なるのは問題と思う。今回の請願に関して提出者と市との話し合いはあったのか。

また日頃のコミュニケーションについてはどう考えているのか。

児童家庭課長

今回の請願について直接話し合った経過はないが、これまでも請願や陳情が提出された際には、ポッポの家やひばり保育園の代表者と話し合った経過がある。

佐藤(次)委員

話し合った経過はどうか。

児童家庭課長

認可外の運営の非常に厳しい実態を訴えられ、我々もそれについては認識している。

佐藤(次)委員

これまでのやりとりでは必ずしも行政の前向きな方向性が引き出せたか疑問である。確かに財政状況を考えてと一部のみ手厚くするのは難しいが、子どもの保育は親や社会だけでなく行政の責任でもあり、将来の検討課題というのではなく、一つ一つの課題について当該の保育所と連携・コミュニケーションをとる姿勢をつくる必要があると思う。

佐藤(幸)委員

児童虐待について

市内での相談状況について把握しているか。

青少年女性室主幹

家庭児童相談では、現在のところない。

佐藤(幸)委員

この中でそうした相談を受けている理事者はいないのか。

(保健)藤井主幹

電話や育児相談等でそうした相談を受け付けている。また、訪問指導でここ数年で捉えると、ネグレクト(育児放棄)があり関わっているケースがある。

佐藤(幸)委員

親やそれに代わる保護者が 身体的虐待 性的虐待 怠慢や拒否によるネグレクト 心理的虐待を行っていることが、各地で明るみに出ており、しかも、6年度35件が10年度93件と増え続けている。さらに、これは一部に過ぎず表面に出てこないものも相当あると考えられる。虐待の発見は通報によるしかなく、小樽市内にも起きているのではないかと、我々にそれを受け入れる体制ができていないのかと危惧する。窓口は保健所に1つあるようだがそれだけでは不十分ではないのか。

保健所長

この問題は年々重要度を増しており、数年前から中央児童相談所を中心に札幌・石狩と共に研究会を発足させ、連携を密にする等している。しかし、市民啓発をどのようにするか、他の部局との連携をいかにして図るか等、課題が山積している。いずれにしても、緊急を要する場合もあるので、大きな課題として取り組んでいかなければならないと思う。

佐藤(幸)委員

早急に連絡協議会的なものをつくるべきである。教育福祉・保健医療・司法警察・地域活動等の各種関係機関とネットワークを構築して、我々の側から虐待の起きないように求めていかなければ、受入体制がまったくできていない現状である。何か事件が起きてから市が動くという段階では既になく、もう事件は起きているのではないかとこの立場に立って早急に新たな窓口をつくり、市民にわかりやすく周知する必要があると思うがどうか。

保健所長

現実の問題に直面してきているので、どこが音頭をとるかということよりも、まずは実際に動く方々の連携をしっかりとって、通報のきっかけとなる「気づき」を中心に市民に周知していきたい。

佐藤(幸)委員

虐待している大人への対応も必要となる。ぜひ保健所長が中心となって取り組んでほしいがどうか。

保健所長

この問題への取り組みについては大阪が先進地であるが、その先鞭をつけたのは1人の若い弁護士であった。やはり従来の枠組みを超えた取り組みの中で構築していかなければ難しいと思うが、我々としてもいろいろな働きかけをしていきたいと思う。

福祉部長

様々な場面で関わり合いが出てくると思うので、我々もそうしたものに参加して、この問題について一翼を担わなければならないと考えている。

市民部長

児童虐待は、子どもの権利条約にも深く関わる問題である。どこの所管と限定的に捉えるのもどうかと思うが、それを踏まえて関係部局が連携する必要があると認識している。また、現場での対応と同時に、根本的には児童福祉法の改正が必要ではないかと思うが、我々としてはできることをやっていきたいと考える。

佐藤(幸)委員

病院会計について

予算説明書の162頁の病院事業会計繰出金3億2,680万円について説明せよ。

(樽病)総務課長

地方公営企業の経費の内、法令等に基づいて一般会計が負担すべき分については公営企業繰出金として地方財政計画に計上することとなっており、病院事業に関する経費の内、その性質上経営に伴う収入を以って充てることが適当でない経費、当該病院事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営による収入のみを以って充てることが客観的に困難と認められる経費と規定されている。これまでは小樽市の財政状況も勘案し、交付税措置される分のみ受け入れをしていたが、病院経営の現状や次のステップもあることから色々協議をし、このルールに従って計算してほぼ満額に近い繰出しを得たと考えている。

佐藤(幸)委員

ルール分満額ではいくらと考えているのか。

(樽病)総務課長

年金会計の不足分が交付税措置された分だけの数字ではないかと思う。それ以外については病院として考えている満額を得たと思っている。

佐藤(幸)委員

それはどんな項目に充てられているのか。

(樽病)総務課長

救急医療の確保に要する経費・企業債の利息に関する経費・結核病棟運営経費・精神科病棟運営経費・高度医療に要する経費・リハビリ医療に要する経費・周産期医療に要する経費・医師看護婦等の研修経費・追加費用の負担経費・基礎年金拠出金・長期借入金利息負担金・看護婦養成事業運営経費・企業債の元本等が計算の内容となっている。

佐藤(幸)委員

その中で今回については精神病棟の運営費に入れているのではないか。

(樽病)総務課長

病院としては前述の各項目を計算して入れるので、本来はどこに何を入れたということではないが、計算上精神病棟に入れたという形になっている。

佐藤(幸)委員

単年度収支で7億円程度の赤字を出しているところへ3億円弱が入ることになるので、残り3億円余となる。平成12年度に関しては収支不足は生じるのか。

(樽病)総務課長

繰入金が3億円増えたことと病院としての経営努力も含めて、入院・外来収益の増加額が合わせて約3億4,000万円、退職者の減による部分で3億円程度の収支改善があり、平成11年度に比べ9億4,000万円程度の収支改善となり、12年度の資金的収支については6,400万円程度の赤字と見込んでいる。

佐藤(幸)委員

資金計画の中では医業収益が3億円、医業外収益が3億円伸びているが、どのような計算に基づくものか。

(樽病)総務課長

医業収益では、入院収益が2億4,000万円増(2対1看護の通年取得・夜間勤務等加算の取得・経営努力による患者増・二病における精神科の3対1看護の取得)、外来収益が9,900万円増(二病における精神科のデヴァ実施・患者増)で、合わせて3億4,000万円増と見込んでいる。また、医業外収益については繰入金の増によるものと考えている。

佐藤(幸)委員

二病の精神科病棟で50床削減すると聞くがどうか。

(二病)事務局次長

精神科の治療自体が収容型から通所型に移行してきたことと、患者が高齢化し精神症状的には退院できるが受入先がないケースがこれまで多々あったが、近年収容施設が整備され一昨年辺りから急激に入院患者が減ってきたこともあり、現在4病棟(1病棟50床)のところ1棟休床しても運営可能ということで検討を進めてきたものである。

佐藤(幸)委員

1棟減らすと看護婦15人体制も1つなくなるということか。

(二病)事務局次長

精神科では一昨年から隔離拘束等の問題もあり3対1看護を実施している。したがって全く1病棟分の看護婦が減るのではなく、病棟再編により7名程度減ることになる。

佐藤(幸)委員

予算説明書327頁では看護婦を10人減らすとあるが、その内容はどんなものか。

(樽病)総務課長

樽病の2-1病棟休床分と、二病の精神科1病棟休床分を合わせたもの考える。

佐藤(幸)委員

患者を50人減らすのだから看護婦も15人減らさないと、却って看護婦の給与単価が上がって赤字幅が広がるのではないか。

(樽病)総務課長

樽病では、休床により混床化しており、また2人夜勤を3人夜勤に体制を変えなければならない等の事情と、効率性を合わせて考慮した上で減らしており、休床分がそっくり減るわけではない。

佐藤(幸)委員

樽病と二病は会計は一緒だが組織は全く異なる。統合するしないとなったときに組織図的におかしいと思うが、一体誰が総括するのか。

(二病)事務局次長

二病の精神科では隔離拘束に関する道の指導もあり、閉鎖病棟の方は若干手厚く看護婦を配置する予定であり、それも今の流れからは必要なことである。また、3対1看護を取得により約4,800万円の収入増が見込まれるので、病棟再編はそれほど大きなマイナス要素にはなっていない。

佐藤(幸)委員

組合との関係もあるのだろうが、そこを背水の陣でやっていかないと、今は数千万円程度の赤字で済まそうと言っているがそうはいかないと思う。そう考えると経常経費にも手を付けなければ赤字幅は減らせない。先日開催された懇話会の内容について説明せよ。

(樽病)事務局長

今回は両病院の視察と意見交換を行った。主に「思ったより古い」「老朽化が著しい」等の意見があり、次回以降それにどう対処していくか、患者サービスの向上も含めて議論したい。また、経営診断を受けてほしいとの新たな課題も出てきたので、それについては内部で検討中である。

佐藤(幸)委員

玄関前にたむろしていたタクシーを整理したり、薬局前で立って待っている人に席を勧めたりとサービス徹底に

努めているとも聞く。今後も一層頑張ってもらいたい。ただ、経営改善のためには経常経費の削減しかないと思うが、予算書を見るとまだ若干甘い部分もあるのではないかと。あからさまな人員カットをするわけにはいかないが、何らかの機会にそうしたことも視点に入れながら収支が合うよう対策を講じてほしい。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時40分

松本(聖)委員

請願第14号「認可外保育所の補助金増額方等について」

現在の補助金の目的は何か。

児童家庭課長

児童の健全な発達のための保育内容の充実のため、運営費に対する助成を行っている。

松本(聖)委員

つまりその用途は運営費に限られるべきである。しかし、補助金の申請に当たり提出されている各保育所の決算書を見ると不明点がある。某保育園の10年度決算書には、設備費・修繕費の欄に「100万円を建設資金へ」とある。ここは平成9年に建物を新築しており、その際の借入金返済に充てているものだが、当該年度に市からは141万円の補助金が支出されている。この用途についてどう考えるか。

児童家庭課長

建物は個人の財産になるので、建設資金への充当は適切ではないと認識している。

松本(聖)委員

建物の所有者は誰か。

児童家庭課長

直接調べてはいないが、園長か理事長等の代表者だと思う。

松本(聖)委員

公金が個人の資産の取得に充てられていると、帳面上は解釈できる。これは極めて不適切な取り扱い方である。支出するなど言うのではない。必要な設備であれば市の方で手当てしてあげることが合理的なことである。認可保育所の補完的役割を果たしていることは十分認められており、支出して然るべき筋のものであり、それなら「施設建設に係る助成金」といった形で、目的のはっきりした支出をしてほしい。また、別の保育園では、8年度の収入の欄に「借入金7,384円」とある。次年度・次々年度を見てもそれを返済したような形跡がない。おそらく関係者が財布から足りない分を貸したのだろうと推測するが公金が入っている団体の会計としては極めて不明朗ではないかと思うがどうか。

児童家庭課長

8年度決算報告を見ると、借入金として19万3,000円とある。支出の欄では未払金となっており、確かに認可外保育所の決算のあり方についてはっきりしていない部分もあるので、何らかの方法で、我々としても要領化または内規化の形で様式等についてきちんと定めるなどの指導をしていきたい。

松本(聖)委員

今回の請願は運営が非常に厳しいから補助金を増額してほしいということだが、前述の建設資金の例を挙げれば100万円の余裕があるということだ。それでもなお増額してほしいというのは何を増やしたいということなのか。

児童家庭課長

家賃・燃料費・児童の損害補償保険料・嘱託医手当等に対する助成を要望している。

松本(聖)委員

それらは急に値上げされたわけではない。とすれば、増やすところは人件費しかないと思う。ここの保育士の給料はどのくらいなのか。

児童家庭課長

個人の給与額については調査していない。

松本(聖)委員

人件費から察するところ、非常に低額で大変な苦勞をされていると予測される。しかし、会計の不明朗な点についてはきちんと対処してほしい。また、当該請願事項中「児童の損害賠償保険料の援助をお願いいたします。」とあるが、損害賠償保険料は他人の財物もしくは身体に損害を与えた場合の賠償責任が生じた場合の支払いに充てられるものだがこれは児童もしくはその保護者に責任がある場合だから、そもそも公金で支払う必要はないのではないのか。

児童家庭課長

子供が施設内で怪我をした場合や、登・退所途中で怪我をした場合等に、その傷害を賠償するものと認識している。

松本(聖)委員

それは傷害保険である。それを請願者に確認したのかどうか、紹介議員がどのような認識であったのか分からないが、もし傷害保険料ということであれば、請願であるから会議規則からいっても議案同様に取り扱われるべきものだから、いいかげんなことでは困る。受付時点できちんと確認すべきである。どちらか明らかにならなければ判断できないと思うがどうか。

児童家庭課長

ご指摘の件についてよくその趣旨を聞いてみたい。

松本(聖)委員

病院経営について

現在の病床利用率はどうなっているか。

(樽病)医事課長

11月が73.7%、12月が72.1%、1月が75.8%となっている。

松本(聖)委員

「平成12年度病院事業予算編成について」という資料では、入院患者数4,855人、外来患者数8,540人の増を見込んでいるが、この数字の根拠は何か。

(樽病)総務課長

共に提出した11年度補正予算では、当初1日平均で入院患者675人としたところを620人(55人減)、外来患者1,335人としたところを1,330人(5人減)として予算編成した。しかし、最近では若干病床利用率も上昇しており、12年度予算では入院患者を635人と見ていることと、今後の職員一丸となった営業努力の分も含めて、こうした数字としている。

松本(聖)委員

こうした収入増と2億9,000万円の繰入金増を合わせると、ほぼ収支トントンにしていける。単年度赤字を6,400万円にまで縮減できたのは素晴らしい努力と思う。市長は単年度黒字にして統合新築への一步を踏み出すと言っていたが、その目処が立つまであと一步である。是非とも目標患者数を達成すべく職員の意識改革がさらに進むことを期待する。

松本(聖)委員

介護保険スタート後の社会福祉協議会について

昨年4定の当委員会で「札幌では利用者の囲い込みが進んでいる」と指摘した。過日の新聞報道によると、小樽でもそのような事例が出てきているが把握しているか。

介護保険課長

そうした実態は把握していないが、制度自体が民間事業者の参入を認めるものなので、顧客獲得に向けどんな広告・宣伝をすればよいか相談や問い合わせがある。後志支庁に照会した結果を知らせ、くれぐれも個々の利用者に強いるようなことは慎むようにと話している。

松本(聖)委員

社協はそうしたPRはできないのか。

(福祉)高橋主幹

これについては、事業認可が2月23日付と少し遅れたこともあり、認可前に今ひとつ積極的にはできなかったのではないかと理解しているが、遅まきながら今週から進めていく方向で指導したい。

松本(聖)委員

社協は民間とは一線を画す、市直営と同一に考えなければならないのだと言うが、一体顧客獲得に向け、どのようなPR・努力をするつもりなのか。

(福祉)高橋主幹

現在も市の委託を受けヘルパーを派遣しており、その中で派遣世帯の信頼を得ているので、口頭のやりとりではあるが継続してもらえないのではないかと聞く。利益誘導を優先した過剰な営業活動は、社協の性質上なじまないとの趣旨と思うので、行き過ぎない程度に生き残りをかけていかなければならないと思う。

松本(聖)委員

今派遣しているところに引き続きお願いしますと言うのも「囲い込み」である。また、社協のヘルパーは極めて態度が悪いと言う利用者も少なくない。良質なサービスを提供していると認識しているなら、利用者の別な意見にも耳を傾けるべきである。

このたび社協に対し3,100万円の運営費に対する補助を出すと言うが、これは端的に言うと、給料が高くて採算割れするから、その分を補足するということである。しかし、それも順調に顧客を獲得できた場合の話であり、利用者が減った場合はどうするのか。

高齢社会対策室長

スタート後どう推移するのか不透明な部分である。現時点ではこの予算の範囲内で努力するよう指導している。仮に収入が見込みより少なかった場合はその時点で判断しなければならないと思うが、できるだけそのようなことのないよう社協とも十分打ち合わせながら進めており、現時点では考えていない。

松本(聖)委員

赤字になることは有り得ないということか。

高齢社会対策室長

現時点では考えていないということである。

松本(聖)委員

仮定の話は委員会ではできないのなら別だが、「仮に」と尋ねているのだがどうか。

高齢社会対策室長

仮にそうした事態となればその時点で判断していきたい。

松本(聖)委員

予算の範囲内で済まなくなった場合には、経費削減か補助金増額の二者択一しかない。その時点で二者択一するということだと思うが、やはり最悪の場合を想定して動いて然るべきと思う。

前田委員

グループホームについて

介護保険対象サービスの内、グループホームとはどのようなものか。

介護保険課長

要介護者で痴呆の方(問題行動のある方は除く)が少人数で共同生活を営む中で、介護職員を配置し入浴・排泄・食事等の介助あるいはその他日常生活の世話、機能訓練を行い、痴呆の進行を抑制し、これまで介護していた家族の負担の軽減を図るものである。

前田委員

現在、市内で介護保険事業に参入予定の事業者はどのくらいあるのか。

介護保険課長

法人ベースで約40(病院も含む)であり、その内、既に道から指定を受けているのは38程度と把握している。

前田委員

その内、グループホームへの参入希望の事業者名を示せ。

介護保険課長

白石家政婦紹介所・尚進(株)の2社が参入を希望しており、内1社は先週道へ申請するとの報告を受けている。

前田委員

グループホーム1施設当たり最大9名程度を収容するものと思うが、介護保険事業計画(3カ所の整備)との整合性は今後どのようにしていくのか。

介護保険課長

平成12・14・16年度に各1カ所ずつ参入されることになると思う。前述のとおりこの4月に向けては既に1社は確実視される。痴呆症の高齢者の実態は把握しづらいが、こうした施設が早目にできることにより利用促進が図られるのは市として有り難いことと思う。

前田委員

利用者の負担はどの程度になるのか。

介護保険課長

その利用者の要介護度や職員配置にもよるが、基本的に1割負担分として月25,000~27,000円程度と考えている。

前田委員

それも含めた利用者の負担を月13万円としても、9名で年1,400万円程度にしかならない。この中から施設を整備しスタッフを雇っても果たして採算が合うのか。

介護保険課長

施設には10割入るので月25万~27万円で、その9名分とすると年間2,700万円程度となり、その他自己負担分(食材料費・おむつ代等)も加えたものが、施設の総収入になる。

前田委員

グループホーム開設に当たっての助成金はあるのか。

介護保険課長

市としては現状困難である。また、12年度以降の国や道の動きはまだ明確ではない。

前田委員

将来的には期待できるのか。

高齢社会対策室長

開設には改造と新築があるが、一時、改造について道の補助があったが平成11年以降なくなり、新築については国が補助事業を立ち上げる動きが出ているようではある。

前田委員

採算が合わなければ4月スタート時に施設不足が生じるのではと危惧したが、今後、介護ビジネスの需要と供給のバランスを図り、何より利用者に対するサービス向上のためにも、行政による役割が一層重要になる。参入者が増えてくると交通整理も必要になってくると思うがどうか。

福祉部長

グループホームについては、函館や虻田で多目的な事業展開を行っている例もあると聞く。また函館あいの里の林崎施設長が来樽して講演会をしている。市のスタンスはこの計画中にも位置付けられており、関係事業者にも積極的に働きかけていきたい。最も大切なことは利用者が適切なサービスを受けられるということであり、そのためにも道などの関係機関との連携や我々の交通整理が必要と思っている。

前田委員

新処分場の供用開始について

11年度補正予算で、落の下通線の道路改良事業において1億400万円の不用額が生じているが、その内容について説明せよ。

(環境)管理課長

直接的には土木部の用地対策費の中の予算であり、道路改良を進めている落の下通線で平成11年度中に予定した用地買収が一部できなかったことによるものと聞いている。

前田委員

予算総額いくらの中、これだけ余ったということは分からないのか。

(環境)管理課長

そこまで把握していない。

前田委員

こうした不用額がある中で、7月1日に供用開始して問題は生じないのか。

(環境)管理課長

当該道路で拡幅できていない部分がフルーツ街道から200m程の長さにわたる。現在のところ、供用開始に向けては現道の一部使用せざるを得ないと考えている。ただ、フルーツ街道に面した部分は用地買収済なので、交通に支障のない形で対応していきたい。

前田委員

当初の計画はどのようであったのか。

(環境)管理課長

平成11年度中に用地買収を終え、道路拡幅工事も完成を予定していた。

前田委員

それができなくなり“喉詰まり”状態となった道路をゴミ収集運搬車が往来するわけだが、1日何台のトラックがどの程度通るのか。

(環境)管理課長

直営車13台・委託車10台が1日3～4往復する他、事業系廃棄物の運搬車76台が1日3～4往復する状況となる。それには現道に細くなる部分があるので、ご指摘のような心配もあるかと思う。また、桃内町会との協定の中でもそうした交通障害の指摘を受けている。我々としては、フルーツ街道部分にある空地で車寄せができる状況があるので、相互交通できる体制をとりながら支障のないよう対応したい。

前田委員

あの道路は市のゴミ運搬専用道路ではないと思うがどうか。

(環境)管理課長

落の下通から上方に10数軒の民家があり、その通行にも使用される。また、採石業者も利用する。

前田委員

その業者のトラックはほとんど大型だが、それで支障はないのか。

(環境)管理課長

現在も当該業者には時速30キロ走行等をお願いしているが、供用開始に当たっても互いの協力の中で事故なく、住民にも迷惑の懸からぬよう対応していきたい。

前田委員

町会との協定の内容はどうか。道路を整備すると書かれてあったのか。それを一部修正して未完成だが供用開始してよい等の具体的な話し合いを町会としているのか。

(環境)管理課長

当初、処分場建設に当たり道路整備の約束をしていた。現在の用地交渉の経過等は町会に説明し、現状について理解は得ている。

前田委員

当該200m区間の地権者には訴訟も辞さないと言う人もいると聞くが、今後問題が起きる心配はないか。

(環境)管理課長

その区間には3名の地権者がいるが、用地買収に当たり価格等の条件について、市の用地交渉の枠内では解決できないので、12年度も粘り強く交渉していきたい旨を所管部からは聞いている。

前田委員

道路沿いに12、3軒の農家がある等、あの一帯は農業地域でもあるが、7月1日からの供用開始に当たり、地元では鳥獣による農作物被害の発生を心配している。施設の構造上何らかの対策を講じているのか。

(環境)管理課長

町会との協定においても鳥獣による被害の未然防止について掲げられており、原則的には、当日埋め立てたゴミについては即日仮覆土し、カラスやキツネの餌になるような部分を極力少なくしていきたいと考えている。

前田委員

屋根をかけるわけではなく鳥類による被害が心配されるが、その対策はどうするのか。

(環境)管理課長

現在の伍助沢処分場でも、カラスやカモメが多数飛来しており、その対策として有害鳥獣駆除の許可を得て、北海道猟友会小樽支部に委託しカラス中心に捕獲している。桃内に移っても引き続きそのようにしていきたいと考えている。

前田委員

市民部はカラスの駆除について何か担当しているのか。

総合サービスセンター所長

市民生活上有害な鳥類として市民に被害を与える場合は駆除している。

前田委員

年間の捕獲数は把握しているか。

総合サービスセンター所長

11年度夏季(5/19~7/17)で31件・20箇所、市職員が鳥獣保護員の指導に基づき出動し、捕獲数は87羽である。

前田委員

先日伍助沢に行ったところ、カラスよりむしろカモメの数がおびただしかったが、どの程度いると推測しているか。

廃棄物処理場長

数え切れない程の相当数と思う。

前田委員

何千何万もの鳥獣が移ってくると、栽培した野菜・花卉にも害が及ぶのではないかと桃内住民は心配している。被害が発生する事前に万全の対策を講じてほしいがどうか。

(環境)管理課長

現在有害鳥獣駆除の中心はカラスで、カモメはその範疇に入っておらず駆除対象ではないため、その対策はかなり難しいと思う。ただ、現在も伍助沢周辺の農家から農作物への被害や苦情等が出ていないので幾分安心しているが、被害のないよう前述の仮覆土等を実施していきたいと考えており、最悪の事態が発生した場合は協定にもあるとおり被害の補償という形で対応したい。

前田委員

これまでの議論を総合して部長の考え方はどうか。

環境部長

埋立処分地内では確かにおびただしい状況かもしれないが、現在も伍助沢で農被害はないので多少は安心している。また、カモメは保護鳥の関係で駆除はできないと承知しているが、もう少し調べてみたい。地元とは供用開始に向けて互いに問題点を整理し、今年2月に文書で確認したが、その中で補償の問題についても触れ、これについては役員のみならず町会の総会にも内容を説明して基本的に相互理解をしており、何かあればその中で取扱い、他に手立てできることがあれば考えてみたい。不用額については土木部の市道整備事業の予算なので詳細まで把握しているわけではないが、正式に道路が付け替えになるまでは現道のある程度整備して幅員を確保することを土木部と確認しており、当面は現状未整備の現道部分の両側にある取得済の用地に待機場所を設けるようにして、業務や地元住民に迷惑の懸からないようにするしかないと考えている。場合によっては監視員の配置を考えることも含め、土木部とも連携しながら対応していきたい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後4時43分

再開 午後5時55分

委員長

これより一括討論に入る。

中島委員

日本共産党を代表し、議案第45号に反対、請願第12号・第14号、陳情第37号は採択、継続審査中の請願第5号・陳情第23号は採択を主張する。議案第45号では、新たに利用料金制が定められ、個人負担の増額になるため賛成できない。請願第12号は、透析患者の通院保障を求める障害者支援策であり採択を主張する。請願第14号は、署名も7,711筆と期待の大きさが窺われる。市内4保育所は他の保育所同様、小樽の保育に責任を持つ。よりよい保育を小樽の子どもたちに平等に実施するためにも、採択に賛成してほしい。陳情第37号については、介護保険実施により第2号被保険者の国保料が年間1万4,000円増額になり、未納者の増加が心配される。国保の

医療費移行分と国から支給される収納対策金で大幅な保険料減額を実施し、払える国保料金にするよう採択を主張する。継続審査中の2案は前回同様採択を主張する。

委員長

討論終結。これより順次採決する。

採決の結果、陳情第37号は賛成少数により不採択と、請願第12号・第14号は賛成多数により継続審査と、議案第45号・請願第5号・陳情第23号については、いずれも賛成多数により議案は原案可決と、請願・陳情は継続審査と決定。

散会宣告。